

平成 13 年 11 月 28 日

各 位

株式会社あさひ銀行(コード8322)
東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当行取引先である株式会社新潟鐵工所が、会社更生手続開始の申立を行いました。
この結果、同社向け債権につき、取立不能及び取立遅延のおそれが生じましたので、お知らせします。

記

1. 株式会社新潟鐵工所の概要

本社所在地	東京都大田区蒲田本町一丁目 10 番 1 号
代表者氏名	村松 綏啓
資 本 金	16,778 百万円
事 業 内 容	機械部品製造業

2. 生じた事実

平成 13 年 11 月 27 日付、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立

3. 当行債権額

貸 出 金 40 億円 (平成 13 年 11 月 27 日現在)

4. 当行の業績に及ぼす影響

上記債権に係る取立不能見込額につきましては見積の上、当期決算において所要の処理を行う予定ですが、既に発表した通期業績予想に影響ありません。

以 上

本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。